

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 介護人材のレベルアップや定着を図り、介護サービス事業所（以下「事業所」という。）における実践的なキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、予算の範囲内において岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アセッサー 介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者をいう。
- (2) アセッサー講習 一般社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）が実施する講習の一つをいう。
- (3) アセッサー講習受講料 アセッサー講習の受講料、取扱手数料並びにこれらの経費に対する消費税額及び地方消費税の額の合計額をいう。
- (4) 役員 事業所を運営又は経営する法人業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む者をいう。
- (5) 管理者 当該申請に係る事業所を管理する者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、運営者が事業所の職員にアセッサー講習を受講させる事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれも満たす事業所の運営者とする。

- (1) 処遇改善加算の対象となるサービスを提供する市内の事業所の内、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出のあった事業所であること。
 - (2) 国、県又は本市以外の団体から補助金等を得て同様の事業を行うことのできない事業所であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所は、補助事業者としない。
- (1) 本市の市税を完納していない事業所を運営する法人
 - (2) 事業所の役員及び管理者が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）
 - (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 この補助金の交付は、1事業所に対して1回限りとし、かつ当該交付に係るアセッサー講習の受講人数は、1人を上限とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費の内、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が事業所の職員にアセッサー講習を受講させるために支出したアセッサー講習受講料とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、受講者1人につき20,000円を上限とする。

(交付の申請)

第8条 補助金を受けようとする者は、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付申請書（様式第1号）に、実績報告書（様式第1号-2）及び次項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) アセッサーによる評価開始予定日及び被評価予定者の記載のある評価計画書（自由様式）
- (2) アセッサー講習修了証及びアセッサー講習受講料に係る領収書の写し又は同修了証及び当該領収書に代わる当該受講料の支払記録の記載がある通帳の写し
- (3) 事業所の役員及び管理者が暴力団員ではないことの誓約書（様式第2号）
- (4) 前年度の納税証明書（事業所を運営する法人の納税証明、運営者が個人の場合は、代表者の納税証明）

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条第2項の規定に基づき補助金の交付決定に当たっては、同条第1項各号の定める事項のほか、前条の規定により申請した内容の内、当該年度の3月31日をアセッサーによる評価開始予定の期限とする条件を付するものとする。

(交付の決定及び確定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び確定をし、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付決定及び確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付請求書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、事業所の指定する口座に交付するものとする。

(状況報告及び着手・完了届)

第12条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第8条関係）

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住所
氏名

印

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市介護プロフェッショナルキャリア 段位制度評価者講習支援補助金
アセッサー講習を受講させた職員の氏名及び受講日 (上限：1人)	氏名：		年 月 日受講
補助対象経費	アセッサー講習受講料の合計 円		
補助金額	(上限 受講者1人につき20,000円) 円		
添付書類	1 評価計画書（自由様式） 2 実績報告書（様式第1号-2） 3 誓約書（様式第2号） 4 アセッサー講習修了証及び受講料の領収書の写し （受講職員すべての受講料の総額が分かるもの） 5 前年度の納税証明書（事業所を運営する法人の納税証明、運営者が個人の場合は代表者の納税証明）		
※ 担当課所見			

※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号-2 (第8条関係)

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住所
氏名

印

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市介護プロフェッショナルキャリア 段位制度評価者講習支援補助金	
アセッサー講習を受 講させた職員の氏名 及び評価開始予定日 (上限：1人)		氏名：	年 月 日から	評価開始予定
支払った受講料の総額 (受講させた人数と 受講料の総額)			円 (人分)	
※報告事項審査結果 (担 当 課)				

注 ※印の欄は、記入しないこと

誓約書

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住所
氏名

印

事業所の運営者である私 は、下記のことを誓約し、これに違約したことが客観的に明らかになった場合、岡山市補助金交付規則に基づき、当該規則に規定の利率を付して受領した補助金の全額を市に返還することに同意し、何ら異議を唱えないことも併せて誓約します。

記

当該事業所の運営者である私、並びに当該事業所を運営又は経営する法人の役員は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2項に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）ではないこと。

様式第3号（第10条関係）

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金
交付決定及び確定通知書

岡山市指令事指第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

岡山市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市介護プロフェッショナルキャリア 段位制度評価者講習支援補助金
補助対象経費			円
補助金額 (交付決定及び確定金額)			円
交付条件		申請者は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。	

注 上記の交付決定及び確定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第4号（第11条関係）

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住所
氏名

印

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令事指第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市介護プロフェッショナルキャリア 段位制度評価者講習支援補助金
補助金額 (交付決定及び確定金額)			円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類		岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習 支援補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）の写し	